

第3 地域保健医療対策の推進

3 感染症対策

(1) 現 状

- ア 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下、「感染症法」という。）及び、これに基づいて道が策定した「北海道感染症予防計画」により、市町、関係機関・団体と連携し、感染症対策を推進しています。
- イ 感染症法に規定する感染症発生時には、疫学調査や衛生指導等により感染の拡大防止に取り組んでいます。
- ウ 道や保健所のホームページなどを通じて、感染症に対する正しい知識の普及や感染症の発生動向調査による感染症情報を速やかに医療機関や住民に提供しています。
- エ 一類感染症患者のための第一種感染症指定医療機関は道内で1か所整備されており、北網圏域では、結核を除く二類感染症患者のための第二種感染症指定医療機関が2か所整備されています。

表1 感染症指定医療機関（令和2年10月1日現在）

第一種感染症指定医療機関

病院名	感染症病床数
市立札幌病院	2床

第二種感染症指定医療機関（北網圏域）

病院名	感染症病床数
J A北海道厚生連 網走厚生病院	2床
北見赤十字病院	2床

(2) 課 題

- ア 健康危機管理体制の強化
治療方法が確立されていない感染症や人へのまん延が懸念されている新型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症などの新興・再興感染症に対応した健康危機管理体制の強化が必要です。
- イ 感染症に関する情報収集と還元
感染症の発生予防に備えた事前対応型行政の充実が求められており、感染症の発生動向をより一層正確に把握・分析することや的確に情報提供することが必要です。
- ウ 感染症病床の確保
感染症の拡大により、入院を要する患者が増大し、入院医療の提供に支障をきたすと判断される場合には、一般病床等も含め、一定の感染予防策が講じられた病床

を確保することが必要です。

(3) 施策の方向性と主な施策

ア 健康危機管理体制の強化

「感染症予防計画」等に基づき、市町、関係機関・団体と連携を図りながら、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症などの感染症に対し、発生時の迅速な対応を図るための実地訓練や研修会等を実施し、発生時に備えた準備を進めます。

なお、新型コロナウイルス感染症を含む新興・再興感染症の対策にあたっては、新たな知見や道の対応方針に基づき、取り組みを進めていきます。

イ 感染症に関する情報収集と還元

道の感染症の発生動向調査や地域における発生状況などを分析し、流行予測や対策に活用するとともに、必要な情報を関係機関・団体と共有します。また、地域住民に対しては予防方法など正しい知識の普及啓発に努めます。

ウ 感染症病床の確保

感染の拡大により、入院を要する患者が増大し、入院医療の提供に支障をきたす状況となった場合には、感染症指定医療機関に限らず、一般の医療機関においても、一般病床等を含め、一定の感染予防策を講じた上で、必要な病床の確保に努めます。

北海道医療計画北網地域推進方針〈中間見直し〉

編集 北海道北見保健所

〒090-8518 北見市青葉町6番6号

TEL 0157-24-4171 FAX 0157-24-4199

北海道網走保健所

〒093-8585 網走市北7条西3丁目オホーツク合同庁舎

TEL 0152-41-0683 FAX 0152-44-4879

発行 令和4年3月